



厚生労働省発表の監理団体及び実習実施者に対する処分に関する当センター分析

2017年11月に技能実習法が施行されましたが、法務省（出入国在留管理庁）と厚生労働省は、同法等への不正行為を行った監理団体、実習実施者に対する処分をおこなっています。厚生労働省のホームページは、これまで9回に亘り処分内容について掲載していますところ（注）、当センターにおいてとりまとめた内容及びその分析について次のとおり紹介します（対象期間は2017年11月～2020年6月）。

（注：2018年7月、12月、2019年1月、9月、10月、11月、2020年1月、2月、6月に掲載）

1. 監理団体に対する処分

（1）処分を受けた監理団体の累計数

- （イ）改善命令 1 監理団体
- （ロ）許可の取消し 8 監理団体

（2）処分事由

（イ）改善命令

●傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っておらず、監理事業の適正な運営を確保するために改善命令を行う必要があると認められたため（1件）。

（ロ）許可の取消し

●外国の送出国との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金を定める等不適切な条項を盛り込んだ覚書を締結していたこと（3件）。

●技能実習生に対し、入国後講習を認定計画どおりに行わなかったこと（3件）。

●実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったこと（2件）。

●外国人技能実習機構による実地検査において、虚偽の入国後講習実施記録の提出等を行ったこと（1件）。

●虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したこと（1件）。

●実習実施者に対して訪問指導を適切に行わなかったこと（1件）。

●自己の名義をもって、他人に監理事業を行わせていたこと（1件）。

（注：1監理団体に対する処分事由が複数ある監理団体もあるため、処分を受けた監理団体数と処分事由数とは一致していません。以下実習実施者に対する処分についても同様。）

2. 実習実施者に対する処分

（1）処分を受けた実習実施者の累計数

- （イ）改善命令 3 実習実施者
- （ロ）技能実習計画の認定取消し 42 実習実施者

（2）処分事由

（イ）改善命令

●技能実習の期間を通じた業務の構成が、技能実習の目標に照らして適切なものではなかったこと（1件）。

●認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと（1件）。

●技能実習計画どおりに必須業務の作業を行わせていなかったこと（1件）。

(ロ) 技能実習計画の認定取消し

●認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと（15件。含む、技能実習計画に記載された実習予定時間を大幅に超過して技能実習を行わせていたこと（3件）、技能実習計画どおりに必須業務の作業を行わせていなかったこと（2件））。

●関連法令（労働基準法、労働安全衛生法、相続税法、出入国管理及び難民認定法）違反により罰金の刑に処せられ、刑が確定したこと、又は執行を終えたこと（12件）。

●賃金の未払い（11件）（内訳：認定計画に従って賃金を支払っていないこと（7件）、割増賃金の不払い（4件））。

●外国人技能実習機構に対し、虚偽の答弁・報告をしたこと（4件）。

●入国後講習期間中に技能実習生に対して業務に従事させたこと（3件）。

●地方入国管理局より技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたこと（2件）。

●実習実施者役員が技能実習生に対し、虚偽の答弁をするよう指示したこと（2件）。

●外国人に不法就労活動をさせたこと（1件）。

●技能実習計画に記載された居住費よりも高い金額を居住費として徴収していたこと（1件）。

●監理団体の実習監理を受けなかったこと（1件）。

●技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったこと（1件）。

3. 当センターの分析

●技能実習法施行以降、監理団体に対する改善命令は出ていませんでしたが、本年6月、傘下の実習実施者に対する監査を適切に行っていなかったとの理由により、初めて1件の監理団体が同処分を受けました。

●監理団体の許可取消処分理由では、外国の送出国との間で違約金条項を入れた覚書の締結、認定計画どおりに入国後講習を行っていない、実習実施者への不適切な監査が複数回指摘されています。このうち、違約金違反については、前年2件、本年1件と最近目立っています。

●技能実習計画の認定取消処分を受けた実習実施者の公表数は毎回1桁台で推移していたが、最新（2020年6月）の発表では11件となっており、増大傾向が見られます。また、実習実施者（企業）の規模に拘わらず処分がなされているのが特徴で、個人事業主から著名な企業に至るまで処分がなされています。

●実習実施者の技能実習計画認定取消処分の理由では、認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、労働基準法・労働安全衛生法等関連法の遵守違反、賃金の未払い、の3事由が最も多くなっています。また、外国人技能実習機構への虚偽報告も複数回指摘されています。

●技能実習計画の認定取消処分がなされると、現在受け入れている在籍の全ての技能実習生の実習を継続できなくなるのみならず、取消日から5年間、新たな技能実習計画の認定が受けられなくなります（技能実習法第10条第7号）。このような厳しい制裁を受けることに加え、団体監理型技能実習では、技能実習生が円滑に転籍を行うことができるよう、他の監理団体の協力を得て、在籍している技能実習生の転籍を行うことが必要となります。監理団体及び実習実施者としては上記事由例を参考にしつつ、認定取消がなされないことがないように、普段から留意しておくことが大切です。

（参考：本件厚生労働省発表の詳細については以下のURLに掲載されています。）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000213423.html>

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03074.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03368.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06433.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_06854.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_07741.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08902.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09599.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11945.html

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい首都圏に在住する行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。外国語にも対応できます。地方担当の行政書士もあり、入管地方事務所への申請取次がスムーズにできますので大変便利です。

弊センターでは監理団体様及び実習実施者様にさまざまなサービスを提供しております。お気軽に弊センターにご用命いただけますようご案内申し上げます。

#### 《機構計画認定申請と入管申請》

1. 機構の計画認定申請と入管諸新申請をまとめて依頼される場合には手数料セット割が適用されます。なお、手数料には機構申請手数料、入管申請用印紙代が含まれています。

機構計画認定申請 3万円/一人当たり（税別）

入管諸申請 1.5万円/一人当たり（税別）

2. 機構の計画認定申請を自前で処理し、入管諸申請のみ依頼される場合。

入管諸申請 3万円/一人当たり（税別）

#### 《建設キャリアアップシステム代理申請》

「建設キャリアアップシステム（CCUS）」への事業者及び技能者の情報登録のインターネット代理申請を承っております。

事業者登録： 4万円（税別）

技能者登録： 一人2万円（税別）、4名以上の場合は一人1.5万円（税別）

貴組合傘下の実習実施者様のなかで、建設キャリアアップシステムへの登録がまだお済みでない事業者様がおられましたら、弊センターをご紹介いただければ幸いです。

#### 《外部監査》

技能実習制度では、団体監理型実習実施者に対する監査その他の業務が適正に行われているかどうかについて「外部監査人」を設置して、外部監査（年4回の定期監査及び年1回の同行監査）を実施する必要があります。弊センターでは、経験豊富な行政書士と社労士の2名により外部監査チームによる外部監査を承っております。

定期外部監査： 15万円/一回当たり（税・交通費は別）

同行外部監査： 15万円/一回当たり（税・交通費は別）

#### 《その他》

各種労務関係手続き支援、相談も承っております。

実習生入国直後の「法的保護講習」（技能実習法、入管法、労働法）も承ります（講師一人2万円、税・交通費は別）。

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 E-mail : info@titsc.org

URL : <http://www.titsc.org/>